

出産世帯応援事業助成金

東温市では、出産された世帯に、育児用品や時短家電、省エネ家電の購入に要した金額を補助（助成）します。

助成対象者

①～⑧を全て満たす方が対象となります。

- ① 出生児童が市内に住所を有し、申請時に出生児童と同居（養育）している方
- ② 令和7年4月1日以降に出生した世帯（※申請は1歳の誕生日の前日まで）
- ③ 申請時点で3カ月以上継続して本市の住民である方
- ④ 市税等を滞納していない方
- ⑤ 申請から1年以上継続して本市に居住する意思がある方
- ⑥ 生活保護法に基づく保護を受けていない方
- ⑦ 法律に規定する暴力団員等でない方
- ⑧ 過去に同種の補助金を受けていない方



※ 転入の方は、転入して3カ月経過後にお子様がお0歳の場合は申請可能です。

助成対象商品

母子手帳発行日から対象児童が1歳の前日までに購入したもの

区分	品目
育児消耗品	おむつ（第一子のみ）、子ども衣類・肌着、靴下、靴、帽子、ミトン（手袋）、おくるみ、ブランケット、洗剤、ベビーハンガー、おしりふき、防水シート、おむつ替えシート、おむつ処理袋、ベビーフード、子ども用飲料、ミルク、哺乳瓶（消毒液、消毒はさみ、ブラシ、保管ケース含む）、母乳冷凍袋、おしゃぶり、幼児用絵本、ベビークリーム、マタニティパジャマ、産褥（さんじょく）ショーツ、授乳用下着、母乳パッド、産褥パッド、洗浄綿、腹帯、妊娠線クリーム、授乳クッション、授乳ケープ など
育児備品	チャイルドシート、ベビーカー、抱っこ紐、ベビーベッド、ハイローチェア、バウンサー、ベビーサークル、キッチンゲート、プレイマット、食食用テーブル・チェア、鼻吸い器（電動又は手動）、体温計、爪切り、湯温計、ミルクウォーマー、搾乳機（電動又は手動）、子ども用寝具一式、バスチェア、ベットメリー、大型遊具、歩行者、三輪車、キックバイク、キャリアワゴン、空気清浄機、加湿器、除湿器、収納、ベビーバス、ベビーモニター、自転車（子乗せモデルに限る） など
時短家電	洗濯機、洗濯乾燥機、掃除機（ロボット掃除機を含む。）、食器洗い乾燥機、オーブンレンジ、ホットプレート、炊飯器、自動調理機（電気圧力鍋、電動ポット）、フードプロセッサー など
省エネ家電	電気冷蔵庫（冷凍庫含む。）、エアコン、照明器具、温水機器（ガス又は電気）など ※省エネラベル2つ星以上に限る。

- ※1 消費税、送料、設置費用は対象となります。リサイクル料金、処分費用、中古品、付属品などは対象外となります。
- ※2 省エネ家電は統一省エネラベル2つ星以上の家電製品（資源エネルギー庁「省エネ型製品情報サイト」の多段階評価点が掲載されている製品に限る）を対象となります。
- ※3 育児に必要な理由をお聞きすることがありますので、判断に迷う場合は保育幼稚園課までお問合せください。

助成金額

母子手帳発行日から対象児童が1歳の前日までの購入した対象商品の金額（千円未満切捨て）となります。ただし、ご夫婦の年齢や出生時期により、助成上限額が決まっております。

区 分	上限額
令和7年4月1日以降に出生し、出生時に夫婦とも35歳以下の世帯	30万円
令和7年4月1日以降に出生し、出生時に夫婦の両方又は一方が35歳を超える世帯	20万円

助成の方法は、

しょうかん
償還払い

各世帯において、先に商品を購入し、対象額に達した時点で申請し、市が助成金を支払う方法

です。

購入状況に応じて、一部の領収書が省略できます。 **詳細はウラ面、チェック欄を！**

【お問い合わせ先】 ※受付時間 平日8:30～17:00（土・日・祝日は除く）

東温市 保育幼稚園課 089-964-4484

東温市見奈良530番地1 東温市役所4階⑳窓口

申請方法

申請書に必要書類を添付し、保育幼稚園課へ提出してください。

- ※申請は、対象児童1名につき**1回限り**となります。
- ※申請書は市HPよりダウンロードしてください。
保育幼稚園課窓口でも配付しています。

注意！
※誕生日から1年を過ぎた場合は申請できません。

申請期間

児童の誕生日から1年以内（1歳の誕生日の前日まで）
※転入の方は、転入して**3ヵ月経過後**に申請が出来ます。

申請書類

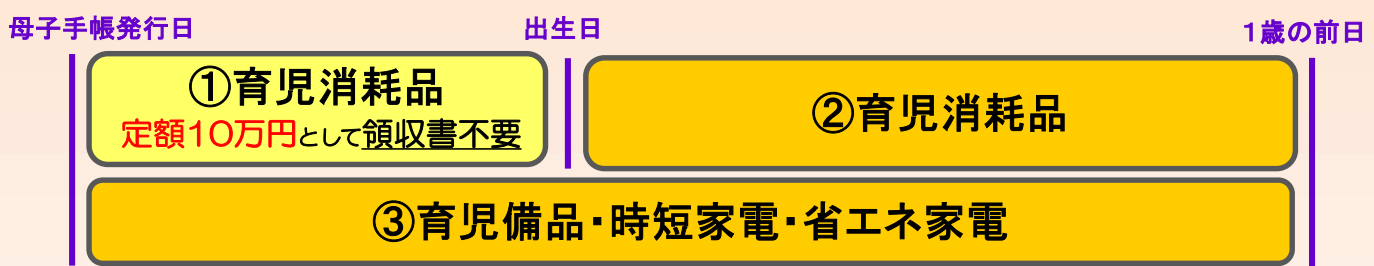
- 東温市出産世帯応援事業助成金交付申請書兼請求書（様式第1号）(市HP)
- 内訳一覧表 ※レシート単位での記載可
- 領収書の原本 ※原本の提出が難しい場合はお問い合わせください。
- 口座名義人・銀行名・口座番号が分かる通帳等の写し
- 運転免許証又は住民票等の写し ※配偶者が市外の場合
- 母子健康手帳 ※チェックを行った後、返却します。



重要チェック!! 一部の領収書を省略することができます!

母子手帳発行日から誕生日の前日までに購入した『①育児消耗品』分の補助金を**定額10万円**として**領収書を省略**できます。（②③部分は必要です。）

ただし、①部分で10万円を越えて補助金を受けたい場合は領収書が必要となります。



例えば

～ 夫婦ともに35歳以下 助成上限額が『30万円』の場合 ～

例A) エアコン(省エネ家電)25万円分を購入した場合（誕生日前後は問わない）

【領収書不要】 定額10万円 + 【領収書必要】 省エネ家電25万円 = 35万円 ⇒ **助成金30万円**

例B) 誕生日以降に、育児消耗品を23万円分購入した場合

【領収書不要】 定額10万円 + 【領収書必要】 育児消耗品23万円 = 33万円 ⇒ **助成金30万円**

例C) 誕生日以降に、時短家電11万円分と育児消耗品を9万円分購入した場合

【領収書不要】 定額10万円 + 【領収書必要】 時短家電11万円 + 【領収書必要】 育児消耗品9万円 = 30万円 ⇒ **助成金30万円**

例D) 誕生日の前日までに育児用消耗品を20万円分、出産後に育児用消耗品を11万円分購入した場合

【領収書必要】 育児消耗品20万円 + 【領収書必要】 育児消耗品11万円 = 31万円 ⇒ **助成金30万円**



※注意事項

本助成金は「一時所得」のため、特別控除50万円を超えた場合は、課税されますので、確定申告等が必要となります。